

§ 佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護制度 §

◆ ◆ 個人情報保護条例とは ◆ ◆

佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、自己の保有個人情報の開示等の請求をする権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で信頼される組合行政の推進に資することを目的としています。

◎ 個人情報

- ・ 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

◎ 実施機関

- ・ この制度を実施する機関は、管理者、監査委員及び議会です。

■ ■ 実施機関が個人情報を取り扱う場合の主なルール ■ ■

◎ 収集の制限

- ・ 個人情報は、原則として本人から収集します。
- ・ 個人情報は、事務の目的を明確にし、必要最小限の範囲内で、適法かつ公正に収集します。
- ・ 思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報は、原則として収集しません。

◎ 利用の制限

- ・ 保有個人情報は、原則として収集の目的以外に利用しません。

◎ 提供の制限

- ・ 保有個人情報は、原則として外部に提供しません。

◎ 正確性及び安全性の確保

- ・ 保有個人情報は、正確なものに保ち、漏えいや滅失等の事故が起こらないようにします。
- ・ 必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄します。
- ・ 保有個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、保有個人情報の保護に関しての必要な措置を講じます。

■ ■ 自己情報の開示（自己情報開示請求権制度） ■ ■

◎ 開示請求できる方

- ・ どなたでも自己の保有個人情報の開示の請求をすることができます。
- ・ 特別の理由があると認められた場合は、代理人による開示請求ができます。

◎ 開示請求できる個人情報

- ・ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、組織的に用いるものとして保有しているもの（公文書）に記録された個人情報（保有個人情報）の開示を請求することができます。
なお、開示は、閲覧、視聴、聴取、写しの交付により行います。

公文書の種別	開示の方法	金額
文書・図画	写しの交付（モノクローム）	1枚につき10円
	写しの交付（カラー）	1枚につき50円

◎ 開示請求の方法等

- ・ 自己情報開示請求書に必要事項を記入の上、佐倉市、酒々井町清掃組合事務局内総務課に提出していただきます。（押印の必要はありませんが、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示していただくこととなります。）
- ・ 実施機関は、原則として請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に開示するかどうかを決定し、その結果を請求者に通知します。
なお、郵送による請求は、原則として認めておりません。

◎ 開示できない保有個人情報

- ・ 開示請求に係る保有個人情報は、すべて開示することが原則ですが、次のような情報は開示できないことがあります。
 - (1) 法令等で不開示とされている情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報
 - (3) 法人等に関する情報
 - (4) 公共の安全と秩序の維持に関する情報
 - (5) 審議、検討又は協議に関する情報
 - (6) 事務事業の適正な遂行に支障のある情報
 - (7) 開示しないと条件で任意に提供された情報
 - (8) 法定代理人が開示請求した場合であって、本人の利益に反すると認められる情報
- ・ 不開示情報が含まれている保有個人情報であっても、部分的に開示できるものや一定期間を経過すれば開示できるものは、開示していくこととしています。

■ ■ 自己情報の訂正、利用停止 ■ ■

◎ 自己情報の訂正

- ・ 開示された自己の保有個人情報に事実の誤りを見つけたときは、訂正（追加又は削除を含みます。）の請求をすることができます。

◎ 自己情報の利用停止

- ・ 実施機関が収集、利用又は提供の制限に違反して自己の保有個人情報を不適正に取り扱っていることが分かったときは、利用停止（利用の停止又は消去、外部提供の停止）の請求をすることができます。

■ ■ 救済の手続き ■ ■

実施機関の決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てなどの救済手続きがあります。

■ ■ 事業者への啓発等 ■ ■

個人情報は、実施機関だけでなく、さまざまな法人その他団体等（事業者）の事業活動でも利用されています。そして、個人の権利や利益を守るためには、事業者においても、適正な個人情報の取扱いを確保する必要があります。

そこで条例では、まず、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報を適正に取り扱い、組合の施策に協力する責務があることを明らかにしています。

事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあるときは、国等と協力しながら必要な範囲内で調査を行います。その結果、著しく不適正な取扱いを行っている事業者には、審査会の意見を聴いた上で、是正の勧告をすることもあります。

事業者がこれらの調査の要請や是正の勧告に従わない場合は、事業者に対し意見の聴取を行い、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができます。

■ ■ 罰 則 ■ ■

実施機関の職員、及び受託事務従事者等に対して、一定の刑罰を科すに値する違法性の高い行為又審査会委員が職務上知りえた秘密を漏らした場合について罰則を設けることにより、保有個人情報の適正な取扱いの達成等に資するものと考えられることから、条例には、第60条から第65条に罰則が規定されています。

個人情報に関するお問い合わせは、
佐倉市、酒々井町清掃組合総務課庶務係
〒285-0913 印旛郡酒々井町墨1506番地
TEL 043-496-7511、FAX 043-496-6398
メール soumu@ss-seisou.jp